4　有機食品の需要拡大

国は、地方公共団体と連携し、農業者、実需者その他の関係者等の協力を得て、有機農業の意義等の訴求、有機JAS制度等の普及啓発、地産地消や産消提携等の取組に加え、食育の観点からも重要な、農業体験、学校給食等を通じた消費者の有機農業に対する理解の増進等により、有機農産物を選択する等の行動変容を促し、国産有機食品に対する需要の喚起に努める。具体的には、

- 生物多様性の保全、地球温暖化の防止など有機農業の意義やその他の特徴についての情報収集とエビデンスを伴った情報発信
- メディアや食品産業、観光産業を含む多様な民間事業者との連携を通じた消費者のライフスタイルや行動の変容を促す取組の推進、民間団体等による消費者の理解と関心を増進するための自主的な活動についての情報発信
- 有機食品の概念やその認証制度、表示ルール等についての消費者や関係者の認知度向上のための分かりやすい情報発信
- 加工品、外食メニュー等において、事業者が有機農産物の使用を訴求しやすくなるような仕組みについての検討
- 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づく基本方針に定める調達基準に則った国等の機関における有機農産物の活用の推進や民間企業への展開
- 有機農産物等の持つ意義・特徴が適切に評価・選択される市場の形成に向け、有機JAS制度の活用拡大方策など有機農産物の販売の在り方等についての多様な関係者の意見を踏まえた検討
- 地産地消、産消提携、農業体験、農業公園等を通じた地域住民全体の有機農業への理解の増進や消費者と農業者の交流、産地と消費地の地域間連携の促進
- 関係省庁の連携による、学校給食等への有機農産物の供給の円滑化や取組を進めるための情報提供、幼児教育等の義務教育以外の機会も含めた食料・農林水産業への理解の増進

等の取組が重要である。

5　有機農業の産地づくり

国は、地方公共団体と連携し、農業者その他関係者の協力を得て、有機農業により生産される農産物の生産、流通、販売及び利用拡大に積極的に取り組む産地づくりの推進に努める。その際、中山間地域や小規模な農業者等の重要性についても留意する。また、有機農業を核とした地域づくりを進めることにより有機農業の産地の裾野を広げつつ、供給力の強化を図ることにより広域供給を可能とする産地の形成に努める。具体的には、

- 有機農業を核として観光、教育、福祉等と連携し地域づくりにつなげている地方公共団体の相互交流や連携を促すためのネットワーク構築や優良事例の情報発信
- 都道府県レベルでの案件形成拠点としての「農林水産　地方創生センター」の創設や、社会的・環境的なインパクト創出に貢献し得る取組に対して発行される証明書の活用等による官民共創の仕組みを活用した取組及び民間投資の促進
- 産地間及び産地と消費地の連携（オーガニックブリッジ）による有機農産物の広域流通の促進
- 有機農業者や関係事業者のネットワーク構築を通じた供給ロットの拡大、加工・業務用、学校給食等を含む多様な販路に対し実需者の需要に対応するための規格の統一や安定供給体制の構築
- スマート農業技術等の導入による生産性の向上
- 堆肥生産施設、集出荷貯蔵施設等の共同利用施設の整備、集出荷の合理化や農業支援サービスの活用促進
- 地域計画の継続的な見直しと有機農業の取組の位置付け、みどりの食料システム法に基づく栽培管理協定の活用、基盤整備に伴う農地の再編、荒廃農地の活用等を通じ慣行農業を営む者との協力関係の下で行う農地の確保・団地化、慣行農業とのゾーニング等の推進
- 慣行農業を含む地域全体での生産・販売体制の構築に向けた地域の農業法人・団体等の活動の後押し

等の取組が重要である。

6　有機農業の技術開発・普及

国は、研究機関及び地方公共団体と連携し、教育機関、農業者、民間団体等の協力を得て、関係者のネットワーク化を通じて有機農業技術の情報共有を図り技術の体系化を推進するとともに、次世代も見据えた技術開発ニーズについての情報共有を図るなどにより、有機農業に必要な技術の開発と普及がなされ、農業者が有機農業に取り組みやすい環境の整備に努める。具体的には、

- 研究機関、地方公共団体、教育機関、農業者、民間団体、普及組織、民間事業者等の関係者が参加するネットワークの構築
- 関係者のネットワークを通じた新たな栽培技術、各地で実践されている栽培技術、有機農業に活用できる機械や資材等の情報共有や新たに有機農業に取り組む農業者等への適切な技術・指導者へのアクセスの向上
- 品目や地域の実情に応じた単収向上・省力化技術、抵抗性品種等の研究開発の推進
- 関係者のネットワークを通じて得られる研究開発ニーズの把握・共有、研究機関や民間企業への有機農業に資する新たな技術・品種・資材・機械の研究開発の働きかけ
- 関係者のネットワークを通じた課題解決や普及指導員の情報入手を円滑化することによる指導体制の充実
- 関係者のネットワークを通じて得られる情報等を活用した地域の実情に応じた技術体系の確立

等の取組が重要である。

7　調査の実施

国は、有機農業により生産される農産物の生産、流通、販売及び消費の動向等の基礎的な情報、有機農業に関する技術の開発・普及の動向、生物多様性保全、気候変動・自然災害への適応性等の社会的・経済的効果、地域の農業との連携を含む有機農業に関する取組事例、諸外国における動向その他の有機農業の推進のために必要な情報を把握するため、必要な調査を実施し、その成果を施策の検討に活用するとともに、幅広く分かりやすい情報の発信に努める。

8　国及び地方公共団体以外の者が行う有機農業の推進のための活動の支援

国は、地方公共団体と連携し、有機農業の推進に取り組む民間団体等に対し、情報の提供、指導、助言その他の必要な支援を行うとともに、これらの民間団体等と連携・協力して有機農業の推進のための活動を効果的に展開できるような所要の体制の整備に努める。

また、これらの民間団体等による自主的な活動を促進するため、優良な取組の顕彰及び情報の発信に努める。

9　国の地方公共団体に対する援助

国は、都道府県に対し、有機農業推進法第７条第１項に基づき都道府県が定める有機農業の推進に関する施策についての計画の改定及びその計画のより効果的な実施を働きかけるとともに、地方公共団体に対し、必要な情報の提供、指導・助言、地方公共団体間の連携の促進に努める。

第４　その他有機農業の推進に関し必要な事項

1　関係者との連携・協力体制の整備

国は、有機農業の推進に当たり、有機農業者、民間団体、流通業者、販売業者、実需者、消費者、研究機関、行政機関、農業協同組合等の農業法人・団体等と連携・協力して取り組むよう努め、また、施策の策定に当たっては、これらの関係者の意見や考え方を把握の上、検討するよう努める。さらに、地域においても、同様に関係者が一体となった取組を進めるよう働きかける。

2　基本方針の見直し

本基本方針は、有機農業推進法で示された基本理念及び有機農業の推進に関する施策の基本となる事項に従い、策定時点での諸情勢に対応して策定されたものである。

本基本方針では、作況や経済情勢の短期間の傾向だけでなく、長期的な生産・消費の動向を評価する必要があることから、2030年（令和12年）を目標年度として目標を設定しているところであるが、この達成状況について随時確認する。また、目標の達成状況や施策の推進状況、有機農業を含めた農業を取り巻く情勢の変化や農業全体の様々な計画の見直しの状況を踏まえ、５年後を目途に施策の効果の検証を含め最終評価を行い、見直しを検討する。